# 総　会　議　事　録

１．開催日時　　令和８年９月１５日（火）　午前９時３０分

２．開催場所　　瀬戸内市役所　２階　大会議室

３．農業委員　　１１名中１０名出席し、その氏名は次のとおり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 太　田　　修 | 尾　上　昭　則 | 出　射　　實 | 宮　本　英　美 |
| 由　喜　門　　尊 | 藤　原　由　果 | 宇　津　木　康　文 | 石　黒　五　月 |
| 藤　原　和　正 | 大　森　茂　利 | | |

欠席委員

久　山　英　之

４．農地利用最適化推進委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 髙　田　和　之 | 時　實　乙　伊 | 山　﨑　　徹 | 田　中　伸　五 |
| 吉　田　　宏 | 山　内　桂　三 | 時　岡　加　卓 | |

欠席委員

| | |
|---|---|
| 大　森　幹　男 | 大　森　文　生 |

５．議事に参与した者

事 務 局　青木　潔
事 務 局　木村　太郎
事 務 局　西村　篤志

６．議事内容

第１号議案　農地法第３条許可申請について
第２号議案　農地法第４条許可申請について
第３号議案　農地法第５条許可申請について
第４号議案　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）について

そ　の　他

事　務　局　開会を宣言する（午前９時３０分）
これより令和８年度瀬戸内市農業委員会、第６回の総会をはじめます。
議長（会長）　（あいさつ）
事　務　局　ありがとうございました。ただいまの農業委員の出席数は定数１１名のうち１０名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第７条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員　久山 英之 委員から欠席届が出ていることを報告します。それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願いします。
議　　長　それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に大森 茂利 委員、太田 修 委員よろしくお願いします。それでは議題に入ります。第１号議案 農地法第３条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。
事　務　局　【１番案件～１２番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。
議　　長　続きまして、担当委員のご意見を伺います。
１番案件について、髙田委員より説明をお願いします。
髙 田 委 員　はい、譲渡人がずっと管理されていたのですけども、高齢なこともあり、管理できないというところで、近くの譲受人に管理してほしいというところで話がまとまったようです。問題ないかと思っています。よろしくお願いします。
議　　長　続きまして、２番案件を時實委員より説明をお願いします。
時 實 委 員　はい。譲受人と譲渡人は遠い親戚関係にあって、譲渡人が誰も後をする人がいないということで、前から譲受人に買ってほしいと言っておられたのですが、それで譲受人も親戚関係であるので、買うことで話がまとまりました。よろしくお願いします。
議　　長　続きまして、３番案件を田中委員より説明をお願いします。
田 中 委 員　はい、３番案件について説明させていただきます。譲受人は、近くで農地も持っておられます。それで今度は５条の方にも出てきますけど、それと関連ですか、そういう案件でございます。それで譲渡人はもうこちらへおられませんので、農地としては作れませんということで話がまとまったそうです。以上です。よろしくお願いいたします。
議　　長　続きまして、４番案件を吉田委員より説明をお願いします。
吉 田 委 員　４番案件説明します。譲渡人の夫がこの田んぼがある地区の出身で、ずっと所有していたのですけども、この度亡くなられまして、所有権が相続で奥様に移っております。この田んぼについては、ずっと長い間この譲受人が耕作をしておりまして、この度所有権も移すということで話がまとまって今回の申請になったとのことです。よろしくご審議ください。
議　　長　続きまして、５番案件から７番案件まで事務局より説明をお願いします。

事　務　局　番号５番及び番号７番の案件ですが、こちらにつきましては、譲受人と譲渡人との間で話がまとまったものであり、この度の３条申請となっております。また６番案件についてですが、後の５条での一時転用とセットでの申請となる、３条のパネル設置に伴う区分地上権設定となっております。彩の榊につきましては、今回の申請地付近でもすでに営農されており、本件は国の認定を受けている認定農業者が行う農地の規模拡大という観点から、この度の農地取得については問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、８番案件と９番案件を山内委員より説明をお願いします。

山内委員　８番案件について説明します。譲渡人は現在ニューヨーク市にお住まいです。この農地は相続により取得されましたが、管理できないことから農地の隣にお住まいの譲受人に無償譲渡するもので問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。９番案件について説明します。譲渡人も高齢で農地の管理ができないことから、以前から親戚の方に譲渡を打診されていましたが、話がまとまりませんでした。この度、譲受人が管理することに同意され、今回無償で譲渡を受けるものです。別に問題ないと思いますが、審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続きまして、１０番案件と１１番案件を事務局より説明をお願いします。

事　務　局　番号１０番及び１１番案件について、こちらも先ほどの番号５番及び番号７番の案件と同様の案件での３条での申請となっております。この度の農地取得については問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　続きまして、１２番案件を大森委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事　務　局　１２番案件です。この譲受人の父が磯上の方で幅広く農業されていて、今回娘さんが取得されるということでございます。譲渡人の方は市外におられて、管理も難しいということで、引き続き農業していくことを聞いております。

議　　長　ありがとうございました。説明が終わりました。それでは、ただいまの第１号議案　農地法第３条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。はい、太田委員お願いします。

太田委員　案件を分けて審議してほしいです。

事　務　局　今おっしゃられたように、５、６、７、１０、１１番案件だけ別で挙手をお願いするようにしてください。

議　　長　はい、わかりました。他に何かありませんか。はい、ないようでございます。それでは採決に入ります。第１号議案 農地法第３条許可申請について、１番から４番まで、８番、９番、１２番案件について、許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議　　長　はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。続きまして、採決に入ります。第１号議案 農地法第３条許可申請について、５番から７番まで、１０番、１１番案件について、許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議　　長　はい、ありがとうございました。賛成多数でございます。続きまして、第２号議案 農地法第４条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　【１番案件について、議案資料に基づき説明】
こちらにつきましては、営農型太陽光発電の更新の案件となります。写真を見ていただければ分かる通りですが、現在既に設置されている農地となっております。本件につきましては、令和５年８月１０日付で、農業委員会の許可を得ている案件であり、３年間の期間満了による、今回新たな更新として一時転用での更新となっております。現在申請人は認定農業者となっているため、今回は１０年間の一時転用での手続きとなります。この度の申請について問題はないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。説明が終わりました。それでは、ただいまの第２号議案　農地法第４条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。
第２号議案　農地法第４条許可申請の１番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。賛成多数でございます。続きまして、第３号議案　農地法第５条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　【１番案件～５番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　続きまして、担当委員のご意見を伺います。
１番案件について、山﨑委員より説明をお願いします。

山 﨑 委 員　はい、説明いたします。瀬戸内市中央公民館の南の道路に接しております。住環境、これも良好。交通利便性についても良く、住宅としては非常に適した場所でございます。譲渡人につきましては高齢で、適切に維持管理ができないということで、申請人の方との話し合いができたということですが、雨水等のみ河川へ、あと生活用水につきましては、下水道に接続ということになっております。問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、２番案件を田中委員より説明をお願いします。

田 中 委 員　はい、２番案件について説明させていただきます。譲受人の事務所から１００ｍぐらいのところです。ずっと譲受人がお願いしていた物件で、やっと話がまとまったそうです。南北がもう住宅になっていて、その一角がちょっと空いたような状態で、なんら問題はないと思われますが、審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　続きまして、３番案件から５番案件を事務局より説明をお願いします。

事　務　局　まず番号３番案件につきましてですが、先ほど３条での６番案件にも出てまいりましたが、区分地上権によるパネル設置に必要な支柱部分にかかる５条の一時転用の手続きとなります。番号４番および５番案件についてですが、事例としては今回が初めてのケースにはなるのですが、それぞれ隣接地で今回東須恵の隣接地、磯上の隣接地で、営農型太陽光発電設備の設置計画があるのですが、まだ設置場所への接道がなくて、当該申請地を経由して侵入をする必要があるというところで、進入路兼駐車スペースとして、半年間の一時転用での申請となっております。造成等の実施予定もなく、土地の所有者の承諾も得られていることから、この度の申請については問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。説明が終わりました。それでは、ただいまの第３号議案　農地法第５条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。１番案件から順次採決を取りたいと思います。まず１番案件について、可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。続いて２番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。続いて３番案件を許可することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。続いて４番案件を可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。賛成多数でございます。続いて最後の５番の案件について、許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。賛成多数でございます。続いて第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農業地利用を集積と促進計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事　務　局　【第４号議案　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議　　長　ただいまの第４号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第４号議案につきまして、報告承認とします。審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事　務　局　　今後の総会の予定について、令和８年度１０月の通常総会は、１０月１５日木曜日に瀬戸内市役所　２階　大会議室で開催予定です。１１月以降についてですが、こちらにつきましては任期満了に伴い、次期委員の任期ということになりますので、まず臨時総会の方を、１１月４日水曜日に実施予定とさせていただいております。こちら現在時点での予定としてですが、当日は新委員さんのみにはなるのですけど、９時３０分より集合していただき、農業委員会、農業委員さんの任命や、会長および職務代理のご選考を予定しております。その後、予定では１０時から、推進委員の皆様にも集まっていただいて、委嘱状の交付や委員の業務についての簡単な研修会等を実施できたらと考えております。時間や詳細については、別途最終決定したものを対象の方にご案内差し上げる予定とさせてもらいます。その後の通常総会が、１１月１７日の火曜日、瀬戸内市役所２階大会議室にて、９時３０分から開催する予定となっております。あくまで現在時点での予定となっておりますので、次期委員さんにつきましてはまた別途ご案内差し上げるものでご確認いただけたらと思います。それから委員の改選についてですけど、現在議会の同意を得たという段階になっておりますので、次期委員様につきましては、今後の日程の方のご確認をよろしくお願いいたします。事務局の方からは以上となります。

議　　長　　他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和８年９月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前１０時１５分　閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和８年９月１５日

議　　長　　藤　原　和　正

署名委員　　大　森　茂　利

署名委員　　太　田　　修